

行政監査結果報告書

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道
塚 本 克 彦

第2 監査の種類

行政監査

第3 監査の概要

1 テーマ

行政財産の目的外使用許可事務について

2 目的

地方自治体の財産のうち、行政財産は、地方自治法第238条の4第7項により「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とされている。

みよし市における行政財産の目的外使用許可の事務は、みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（以下、「使用料条例」という。）に基づき、行政財産の目的外使用を許可し、使用料を徴収している。

また、みよし市民病院は地方公営企業法第33条第3項及びみよし市病院事業の行政財産の目的外使用に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、同事務を行っている。

この行政財産目的外使用の現状を把握し、使用許可に関する事務や使用料の算定・徴収等が適正に行われているか、また、その行政財産の本来の用途又は目的の妨げになっていないかを検証し、行政財産の目的外使用事務の適正な執行に資することを目的とする。

3 監査の実施期間及び対象期間

(1) 実施期間

令和2年10月7日から令和3年2月26日まで
定期監査に合わせて実施

(2) 対象期間

令和2年4月1日から令和2年12月24日までの間に使用許可を行っているもの。

（令和2年度より前に許可したもので、令和2年度に継続して使用させているものを含む）

4 対象部局課

監査の対象は行政財産の目的外使用許可事務を所管（公営企業を含む）する全部局

5 着眼点

- (1) 目的外使用に関する申請・許可の手続きは適正か。
- (2) 使用料の算定は適正か。
- (3) 使用料の徴収、減免等の事務は適正に行われているか。
- (4) 光熱水費の実費負担の算定及び徴収は適正に行われているか。
- (5) 行政財産目的外使用の許可条件は遵守されているか。

6 実施内容

監査の実施に当たっては、着眼点に沿って監査することを基本とし、監査対象部局から行政財産の目的外使用に係る申請書の受理、決定書の作成及び決裁等許可事務の状況や利用実態等について、関係書類の提出を求め、照合、確認するとともに関係職員からの聴き取りを行った。

第4 監査の結果

- 1 行政財産の目的外使用許可の状況等について、公営企業を含む全部局を対象に行政財産の目的外使用許可に係る書類を調査した結果、本市の使用許可状況は以下のとおりである。なお、各表中の比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入したもので、構成比率が合計100とならないものがある。

(1) 所管部局別、種類別許可状況

区分	土地（件）	建物（件）	合計（件）	部局別構成比（％）
政策推進部	0	0	0	0
総務部	45	3	48	9.8
市民協働部	29	1	30	6.1
福祉部	10	1	11	2.2
子育て健康部	41	1	42	8.5
環境経済部	50	1	51	10.4
都市建設部	21	1	22	4.5
教育部	271	16	287	58.3
会計課	0	0	0	0
議事課	0	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0	0
病院事業	0	1	1	0.2
下水道事業	0	0	0	0
合計	467	25	492	—

※土地と建物は、使用料条例別表（第2条関係）及び規程別表（第3条関係）に定める行政財産の種類により振り分けをした。

行政財産の目的外使用許可件数の合計は492件で、その内訳は土地が467件（94.9%）、建物が25件（5.1%）である。

所管部局の使用許可件数でみると、学校施設やスポーツ施設等を所管する教育部が287件（58.3%）と最も多く、次に環境経済部が51件（10.4%）、総務部48件（9.8%）となっている。

（2）用途別の使用許可状況

区分	申請件数（件）	構成比（%）
電柱・電話柱	170	34.6
支線	167	33.9
支柱・支線柱・その他の柱類	38	7.7
電線・架空線	13	2.6
送電線鉄塔	1	0.2
公衆電話	6	1.2
太陽光発電設備	11	2.2
基地局・引込中継柱	3	0.6
公衆無線LAN	7	1.4
郵便差出箱	6	1.2
駐車場	20	4.1
公告案内板・パネル	2	0.4
自動販売機	4	0.8
テレビ受信アンテナ	2	0.4
カーブミラー	2	0.4
物置・保管庫	12	2.4
四等三角点・表示杭	6	1.2
防犯カメラ	5	1.0
その他（上記以外のもの）	17	3.5
合計	492	—

※その他は、記念碑、表示杭、バス停留所、無線収納箱及びアンテナ、道路照明灯、震度計附属機器、汚水ポンプ制御盤、雨水取水施設の築造・ポンプ制御盤の設置及び付帯構造物、水道配水設備、長椅子、保温庫、掲示板、ラックがある。

用途別の件数でみると、電柱・電話柱が170件（34.6%）、支線が167件（33.9%）と大半を占めており、次に支柱・支線柱・その他の柱類が38件（7.7%）、駐車場20件（4.1%）となっている。

（3）許可期間別の使用状況

行政財産の目的外使用期間は、「みよし市財産管理規則第8条第2項に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる期間とする。ただし、これを更新することができる。」とされている。

区分	期間
(1) 電線、電柱、その他これらに類するものを設置するとき	5年以内
(2) 地下埋設物で半永久的な施設を設置するとき	10年以内
(3) 上記に定める施設以外の施設を設置するとき	2年以内

なお、市民病院の規程では、(3) 上記に定める施設以外の施設の設置については「3年以内」とされている。

(4) 許可期間別使用許可件数

許可期間	件数 (件)	内容
1年又は1年以内	85	公衆無線LAN、物置、保管庫、自動販売機、学校体育館、武道場、防災倉庫、トイレ、駐車場等
2年	14	防犯カメラ、記念碑、四等三角点、表示杭、汚水ポンプ制御盤、水道配水施設等
3年	4	カーブミラー、バス停等
4年	2	基地局、引込中継線柱等
5年	384	電柱、電話柱、支線、公衆電話、郵便差出箱等
10年	3	四等三角点、震度計等
合計	492	

許可期間別の使用許可件数をみると、5年のものが384件(78.0%)と最も多く、主な用途は電柱、電話柱、支線、公衆電話、郵便差出箱等である。

次に1年又は1年以内のものが85件(17.3%)で、主な使用用途は公衆無線LAN、物置、保管庫等となっている。

(5) 使用者別使用許可の状況

区分	件数 (件)	構成比 (%)
公共団体	17	3.5
公共的団体	8	1.6
公益事業者	417	84.8
企業	20	4.1
その他	30	6.1
合計	492	—

公的団体…国及び地方公共団体

公共的団体…自治会、公益社団法人、一般社団法人、社会福祉法人等

公益事業者…電力・ガス供給、通信事業等

企業…会社、個人事業者

その他…職員組合、学校法人、公立学校、PTA等各種活動団体

(6) 使用料の徴収について

区分	申請件数 (件)	減免なし (件)	減免あり (件)	構成比 (%)
電柱・電話柱	170	167	3	4.8
支線	167	167	0	0
支柱・支線柱・その他の柱類	38	37	1	1.6
電線・架空線	13	13	0	0
送電線鉄塔	1	1	0	0
公衆電話	6	6	0	0
太陽光発電設備	11	11	0	0
基地局・引込中継柱	3	3	0	0
公衆無線LAN	7	7	0	0
郵便差出箱	6	6	0	0
駐車場	20	2	18	28.6
公告案内板・パネル	2	2	0	0
自動販売機	4	3	1	1.6
テレビ受信アンテナ	2	2	0	0
カーブミラー	2	2	0	0
物置・保管庫	12	0	12	19.0
四等三角点・表示杭	6	0	6	9.5
防犯カメラ	5	0	5	7.9
その他(上記以外のもの)	17	0	17	27.0
合計	492	429	63	—

※構成比…「減免あり」の構成比率

※その他…無線収納箱及びアンテナ、長椅子、掲示板、保温庫、ラック、汚水ポンプ制御盤等

使用料については、使用料条例別表(第2条関係)及び規程別表(第3条関係)に掲げる区分と単位に応じて使用料が算出され、使用料条例第3条第1項及び規程第4条第1項に定める期間までに徴収がされていた。

また、自動販売機の設置に伴う電気料金等は使用料とは別で、実費として市長が定める金額について適正に徴収されていた。

使用料の減免については、使用料条例第5条及び規程第6条で「市長(管理者)は、次のいずれかに該当するときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期することができる。」と規定している。

使用料減免の状況については、減免なしが429件(87.2%)、減免ありが63件(12.8%)である。減免ありの多いものを用途別で見ると、駐車場18件、物置・保管庫12件となっている。

2 使用許可の手続きについて

一部の業務について、予備監査時に次のとおり事務手続きの不備が見受けられた。所管課には速やかに改善するよう指導するとともに、結果報告と証拠書類の提示を求めた。その結果、いずれも是正されたことを確認した。

- (1) 行政財産の目的外使用料の金額が相違する。(2件)
- (2) 行政財産の目的外使用許可期間が満了になったが、継続して使用する場合は再申請が必要であるが再申請が提出されていなかった。(1件)
- (3) 行政財産の目的外使用許可申請書から決定書に記載されている許可期間が読み取れない。(1件)

また、その他として「財政課長の合議が押印されていない」、「決定書の発送番号が記載されていない」、「行政財産の目的外使用許可をしてから、使用料徴収の通知文を出すまでの期間が空きすぎている」等の不備が見られた。

第5 監査意見

令和2年度の行政監査は、行政財産の目的外使用状況を明らかにするとともに、目的外使用に係る手続きや処理等が適正に行われているかを調査することにより、今後の適正かつ効率的な行政財産管理事務の執行に資することを目的として実施したものである。

令和元年12月24日にみよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部が改正され、令和2年4月1日から施行しており、一部使用料の金額が変更になったが、誤って変更前の使用料で徴収した案件が見受けられた。

行政財産の目的外使用は本来の目的の範囲を超えて財産活用を図るためのものであるため、その活用に係る手続きや処理については、適法性・公平性の視点に立ち、適正かつ慎重な事務執行が求められている。

事務処理については、使用料条例、規程及びみよし市財産管理規則並びにみよし市職務権限規程など関係法令の再確認を行い、適正な事務の執行に努められるとともに効率的・効果的に行政財産を管理されるよう、期待するものである。